

平成17年5月31日

東郷町新設小学校施設整備事業に係る
優先交渉権者の決定について（速報）

東郷町長 石川 伸 作

平成16年12月17日付で募集要項を公表し、公募を行った東郷町新設小学校施設整備事業（以下、「本事業」という。）について、東郷町（以下、「町」という。）では、町が設置した東郷町新設小学校施設整備事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による第二次審査結果の報告を受けて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、以下、「PFI法」という。）第7条第1項の規定に基づき、優先交渉権者を下記のとおり決定したのでお知らせします。

なお、PFI法第8条に基づき公表することとされている客観的な評価については、審査委員会における審査講評として、平成17年6月下旬に公表する予定です。

記

1 優先交渉権者

グループ名	構成員	協力会社
大和工商リースグループ	・大和工商リース(株)名古屋支店 ・松井建設(株) ・(株)トーエネック ・(株)シーテック	・(株)日建設計名古屋オフィス ・昭和建物管理(株)

2 次点交渉権者

西松建設グループ

3 第二次審査結果の概要

	配点	大和工商リース グループ	西松建設 グループ
提案内容評価の得点	400.0	295.3	344.6
提案価格（名目値）	—	2,744,149,980円	3,222,929,113円
提案価格（現在価値換算）	—	2,254,388千円	2,595,622千円
提案価格の得点化	400.0	400.0	347.4
総合評価値	800.0	695.3	692.0
順位	—	1	2

以上

事業者の募集及び審査の概要

1 事業名称

東郷町新設小学校施設整備事業

2 事業方式

本事業は、PFI法第10条第1項に基づき、事業者が本事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、町の要求水準を満たす小学校校舎、屋内運動場、プール、屋外運動場及び児童館、並びにこれらに関連する施設及びこれらに附帯する工作物、什器備品等（総称して、以下、「本施設」という。）の設計及び建設を行い、完工後は町が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運營業務を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

3 業務範囲

本事業の実施にあたり町が事業契約に基づき事業者に対して委託等する業務の範囲及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- ① 本施設の設計及び建設等に関する業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 設計業務
 - ウ 建設業務
 - エ 工事監理業務
- ② 町による本施設の所有権の取得に関する業務
- ③ 本施設の維持管理業務
 - ア 建物維持管理業務
 - イ 建築設備維持管理業務
 - ウ 体育用具及び遊具保守点検業務
 - エ 清掃業務
 - オ 植栽及び外構維持管理業務
 - カ 警備業務（校舎及び児童館）
- ④ 本施設の運營業務
 - ア プール夏期一般開放運營業務
 - イ 児童館運營業務

4 事業期間並びに維持管理及び運営期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成34年3月31日までとする。また、本施設の維持管理及び運営期間は、平成19年4月1日（予定日）から平成34年3月31日までの15年間とする。

5 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

日程	内容
平成16年12月17日	募集要項等の公表
平成17年 2月14日	第一次審査書類受付
平成17年 2月22日	第一次審査結果の公表
平成17年 4月11日	第二次審査書類受付
平成17年 5月31日	第二次審査結果通知及び結果の公表 優先交渉権者の決定及び公表

6 審査手順

審査は、町が設置した東郷町新設小学校施設整備事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が第一次審査と第二次審査の2段階にて実施し、町の財政負担の総額、技術的要件の適合性、本施設の維持管理及び運営に関する提案並びに本事業の実施の確実性等について、審査委員会が総合的に評価した。

① 第一次審査

参加表明書を含む第一次審査書類を基に、事業者選定基準に基づき資格審査を行った。

② 第二次審査

第一次審査通過者の提出する第二次審査書類における提案内容に対して総合的な評価を行い、総合評価値の最も高い提案を優秀提案として選定した。

町は、審査委員会の審査結果の報告を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した。

7 今後のスケジュール

日程（予定）	内容
平成17年6月	・ 基本協定の締結
平成17年7月	・ 事業契約の仮契約締結
平成17年8月	・ 指定管理者指定の議会の議決 ・ P F I 法第9条に規定された事業契約締結に関する議会の議決 ・ 事業契約締結
平成17年8月～ 平成19年3月	・ 設計及び建設期間
平成19年4月	・ 供用開始
平成19年4月～ 平成34年3月	・ 維持管理及び運営期間

優先交渉権者の提案概要

1 施設規模

- (1) 建築面積 約7,600㎡
- (2) 延床面積 約11,300㎡
- (3) 構造 RC造 一部S造
- (4) 階数 小学校：地上2階、地下1階 児童館：地上1階

2 建物外観

